

「貸金庫規定」新旧対照表（2026 年 2 月 1 日改定）

（下線部分が改定箇所）

改定後	現行
第1条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第13条（3）①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条（3）①、②AからFまたは③AからEのいずれかに該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第2条（格納品の範囲および重量制限） (1) ～ (2)（略） (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> (4) （略） 第3条（利用目的の確認） (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申し出なければならないものとします。</u> (2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当行は、貸金庫室内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> 第4条（契約期間等）（略）	第1条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第12条（3）①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条（3）①、②AからFまたは③AからEのいずれかに該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第2条（格納品の範囲および重量制限） (1) ～ (2)（略） (3) <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものを格納することはできません。</u> (4) （略） （新設） 第3条（契約期間等）（略）

改定後	現行
第5条（使用料）（略）	第4条（使用料）（略）
第6条（鍵、カードの保管）（略）	第5条（鍵、カードの保管）（略）
第7条（貸金庫の開閉等）（略）	第6条（貸金庫の開閉等）（略）
第8条（届出事項の変更等）（略）	第7条（届出事項の変更等）（略）
第9条（成年後見人等の届出）（略）	第8条（成年後見人等の届出）（略）
第10条（カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略）	第9条（カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略）
第11条（暗証照合、印鑑照合等）（略）	第10条（暗証照合、印鑑照合等）（略）
第12条（損害の負担等）（略）	第11条（損害の負担等）（略）
第13条（解約等）	第12条（解約等）
(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱いします。 (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに（1）と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等によ	(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱いします。 (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに（1）と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等によ

改定後	現行
り、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項<u>第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑩ マネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローndリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき ⑪ ⑦から⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じないとき (3) (略) (4) (1) から (3) の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の翌日から明渡しの日までの使用料相当額を日割計算により支払ってください。この場合、第5条 (3) にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>に</u>第5条 (1) の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略) 第14条 (貸金庫の修繕、移転等) (略) 第15条 (緊急措置) (略) 第16条 (譲渡、転貸等の禁止) (略)	り、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項が偽りであるとき ⑩ マネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローndリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき ⑪ ⑦から⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じないとき (3) (略) (4) (1) から (3) の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の翌日から明渡しの日までの使用料相当額を日割計算により支払ってください。この場合、第4条 (3) にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>に</u>第4条 (1) の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略) 第13条 (貸金庫の修繕、移転等) (略) 第14条 (緊急措置) (略) 第15条 (譲渡、転貸等の禁止) (略)

改定後	現行
第 <u>17</u> 条（保証人）（略）	第 <u>16</u> 条（保証人）（略）
第 <u>18</u> 条（規定の変更）（略）	第 <u>17</u> 条（規定の変更）（略）

以 上